

八代生活環境事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和元年12月
(令和7年12月改訂)
八代生活環境事務組合

総務課

■ 目次

1. 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 計画策定時（令和元年度）	
(2) 計画改定時（令和7年度）	
2. 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・	4
(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量	
4. 温室効果ガスの排出削減目標・・・・・・・・	7
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組・・・・・・・・	8
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表・・・・・・・・	10
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

(1) 計画策定時（令和元年度）

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」といいます。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2017年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

八代生活環境事務組合においても、施設の既設照明をLED照明に取り替えること等を始めとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

(2) 計画改定時（令和7年度）

2015年12月にフランス・パリにおいてCOP21が開催され、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。パリ協

定は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を継続することを世界共通の目標として掲げていましたが、2018年10月の国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により取りまとめられた1.5℃特別報告書では、1.5℃と2℃上昇との間には生じる影響に有意な違いがあることを認識し、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるためには2050年頃に世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることが必要であると示されました。

我が国では、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。

また、2021年10月には、地球温暖化対策計画が新たに閣議決定され、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが示され、目標達成に向け経済社会全体の大変革に取り組むべく、脱炭素化へ大きく舵を切っています。

八代生活環境事務組合においても、こうした社会情勢の変化へ対応するため、本計画を見直し、事務事業から排出される温室効果ガスの削減に向けて取組を進めていきます。

2. 基本的事項

(1) 目的

八代生活環境事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「八代生活環境事務組合事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、八代生活環境事務組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

八代生活環境事務組合事務事業編の対象範囲は、八代生活環境事務組合の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

八代生活環境事務組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

（４）計画期間

２０１７年度を基準年度として、計画期間を２０２６年度から２０３０年度までの５年間とします。ただし、法令の改正や社会情勢の変化があった場合、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

項 目	年 度							
	2017	…	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準 年度		計画 策定	計画 開始				目標 年度
計画期間								

図１ 計画期間のイメージ

（５）八代生活環境事務組合事務事業編の位置付け

八代生活環境事務組合事務事業編は、地球温暖化対策推進法第２１条第１項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

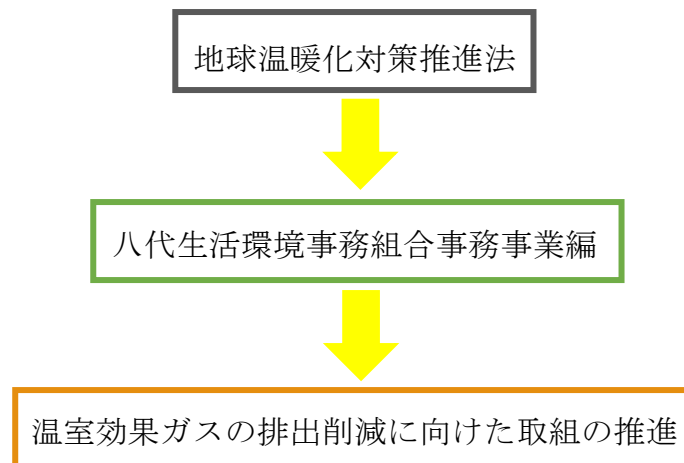


図２ 八代生活環境事務組合事務事業編の位置付け

３． 温室効果ガスの排出状況

（１）「温室効果ガス総排出量」の排出量

八代生活環境事務組合（以下表１及び図３において「組合」といいます。）の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である２０１７年度において、１，５２８ｔ-ＣＯ_２となっています。

八代生活環境事務組合の施設別では、次のとおりとなっています。

表１ 施設別二酸化炭素排出量（２０１７年度）

施設名	担当課等	ＣＯ _２ 排出量（ｔ）	構成比（％）
組合クリーンセンター	クリーンセンター	９４６	６１．９１
組合衛生センター	衛生センター	３０８	２０．１６
組合斎場	総務課	９６	６．２８
椎屋浄水場	水道工務課	５９	３．８６
その他上水道施設	水道工務課	５３	３．４７
一般廃棄物最終処分場	クリーンセンター	３９	２．５５
組合庁舎	総務課	２０	１．３１
組合庁舎（水道）	水道工務課	７	０．４６
計		１，５２８	１００．００

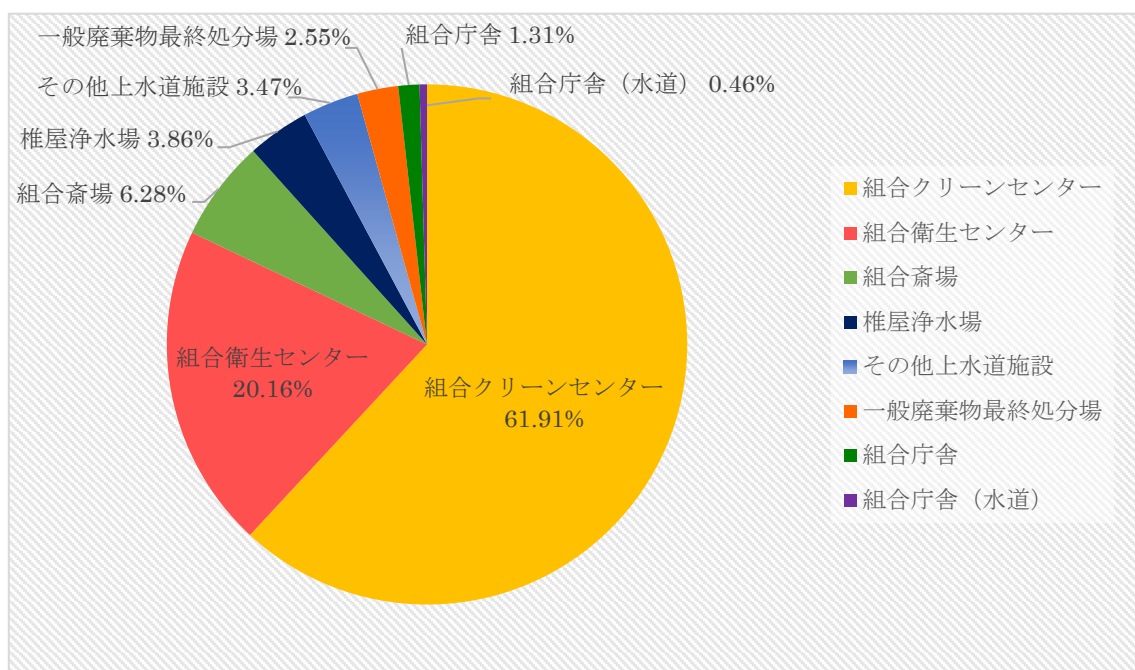


図3 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017年度）

また、エネルギー種別では、次のとおりとなっています。

表2 エネルギー種別構成比（2017年度）

エネルギー種名	構成比 (%)
電気	86.31%
重油	6.38%
灯油	6.15%
ガソリン	0.84%
軽油	0.26%
液化石油ガス	0.06%

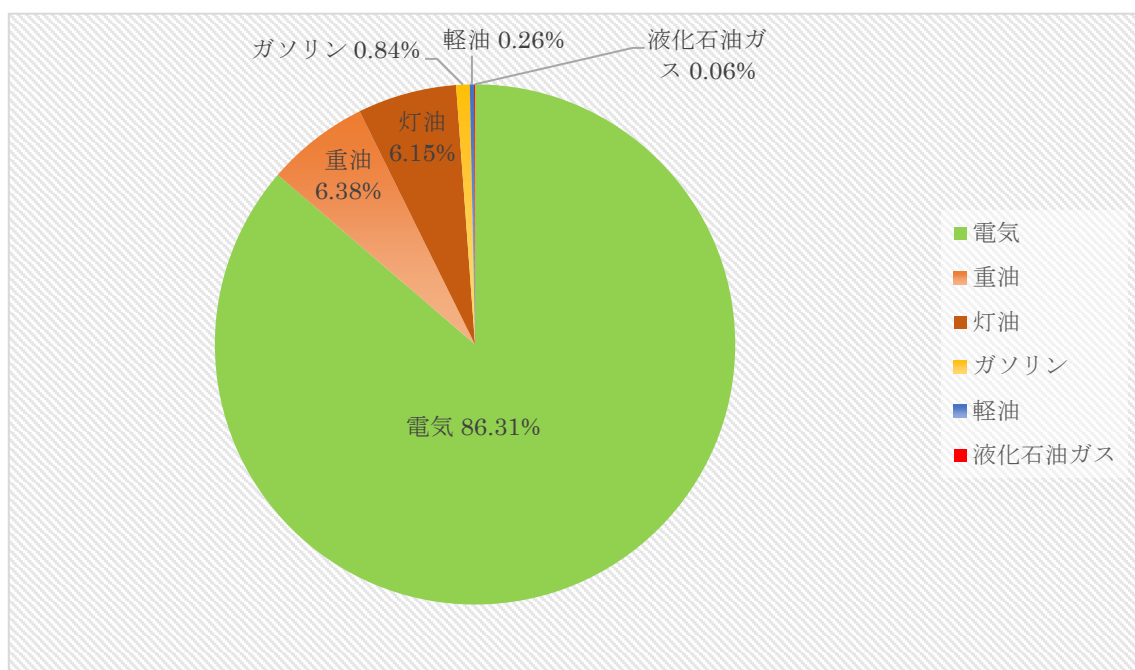


図4 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017年度）

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、八代生活環境事務組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2017年度）比で46%削減することを目標とします。

表3 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2017年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,528 t-CO ₂	825 t-CO ₂
削減率	—	46%

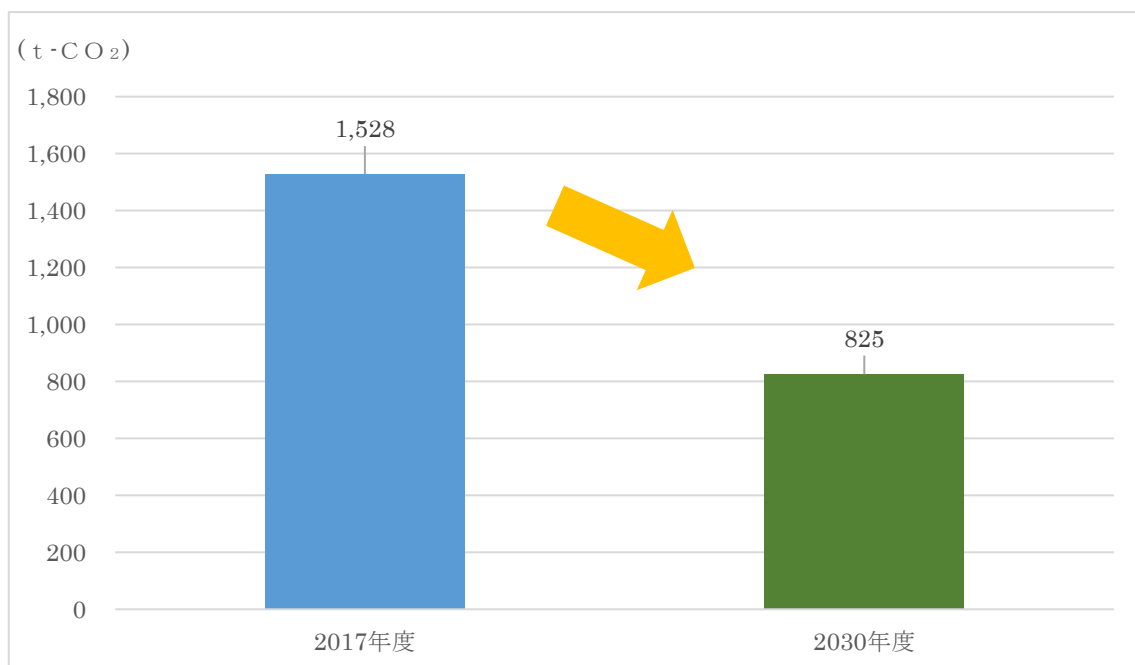


図5 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。燃焼機器等は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。

- ・ 自動販売機の照明は消灯します。
- ・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・ 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・ 施設のLED化を進めます。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- ・ 「八代生活環境事務組合グリーン購入基準（仮称）」の策定に向けて検討を進め、当該基準に基づいた物品や低公害車等の調達を目指します。
- ・ 「八代生活環境事務組合電力の調達に係る環境配慮方針（仮称）」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。
- ・ 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ・ 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・ 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・ 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・ 裏紙やミスコピー用紙はメモ用紙などで再利用し、使用後はごみ箱に捨てず、まとめて古紙として排出します。

⑥ その他取組

「エコ通勤優良事業所」の認証を目指し、マイカー通勤者に対して、徒歩、自転車、公共交通機関等での通勤の呼びかけを実施します。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画の着実な推進を図るために、総務課に事務局を置き、温室効果ガス排出量の集計、点検を行い、改善等の指導を行う等、目標の達成に向けた取組を実施します。

(2) 点検・評価・見直し体制

八代生活環境事務組合事務事業編は、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するP D C Aを繰り返すとともに、八代生活環境事務組合事務事業編の見直しに向けたP D C Aを推進します。

(3) 進捗状況の公表

八代生活環境事務組合事務事業編の進捗状況は、八代生活環境事務組合のホームページで毎年公表します。